

改正

平成21年3月27日教育委員会告示第5号

令和2年3月30日教育委員会告示第7号

流山市立図書館と協働する市民に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市立図書館（以下「図書館」という。）が行う事業を効果的に推進するために設置する図書館と協働する市民（以下「協働市民」という。）の任務、役割、服務等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、協働市民とは、自らの意思により、図書館の効率的な運営と利用者の利便の向上に資するため、図書館職員とともに業務に参加する市民をいう。

(任務等)

第3条 協働市民は、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じ、図書館が行う業務に参加する。

- (1) 館内案内業務
- (2) 書架整理・配架業務
- (3) 新聞・雑誌等の整理業務
- (4) その他図書館が行う業務

2 協働市民は、前項各号に掲げる業務を遂行するに当たり、教育委員会の一員として責任ある行動をとらなければならない。

(要件)

第4条 協働市民の要件は、次の各号のいずれにも該当する者で、教育委員会が認めたものとする。

- (1) 市内に在住、在学、在勤している者又は市内で活動している団体の構成員
- (2) 図書館事業に協力の意思を持ち、意欲を持って参加することができる者

(申込み等)

第5条 協働市民として参加しようとする者は、流山市立図書館と協働する市民申込書（別記様式）を教育委員会に提出するものとする。

(選考等)

第6条 教育委員会は、協働市民を選考により決定する。

2 選考に当たる者は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 生涯学習部長
 - (2) 図書館長
 - (3) 図書館次長
 - (4) 図書館サービス係長
- (登録)

第7条 教育委員会は、協働市民として決定した者を、流山市立図書館協働市民として登録する。

(委嘱)

第8条 協働市民は、教育委員会が委嘱する。

(守秘義務)

第9条 協働市民は、業務の参加により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(任期)

第10条 協働市民の任期は、協働市民の委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、協働市民としての経験、技能等が図書館事業の効果的な推進に資すると教育委員会が認める場合は、再任を妨げない。

(研修)

第11条 協働市民に委嘱された者は、教育委員会が定める研修に参加しなければならない。

(委嘱の解除)

第12条 教育委員会は、協働市民が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱を解除することができる。

- (1) 本人の申出があったとき。
- (2) 第3条第2項又は第9条の規定に違反したとき。

(協働の無報酬)

第13条 協働市民の報酬は、原則として無報酬とする。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日教委告示第5号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日教委告示第 7 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式
別記様式

流山市立図書館と協働する市民申込書

年 月 日

流山市教育委員会 様

協働市民として参加したいので、次のとおり申し込みます。

※写真をお貼
りください。
たて4cm
よこ3cm

フリガナ	
氏 名	
住 所	
生年月日	
電話番号	
F A X	
応募の動機や活動歴などを記入してください。	

※ 写真は、証明用写真でなくても結構です。